

延滞金と加算金

■延滞金

納期限までに税金を完納されなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、滞納額に延滞金の割合を乗じた金額がかかります。

	本則	特例 【令和2年以前】	平成29年	平成30年 ～令和2年	特例 【令和3年以降】	令和3年	令和4年
納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで	年7.3%	特例基準割合(※1) + 1%	年2.7%	年2.6%	延滞金特例基準割合(※2) + 1%	年2.5%	年2.4%
納期限の翌日から1ヶ月を経過する日の翌日以降	年14.6%	特例基準割合(※1) + 7.3%	年9.0%	年8.9%	延滞金特例基準割合(※2) + 7.3%	年8.8%	年8.7%

※1 貸出約定平均金利+1%

貸出約定平均金利（財務大臣が告示）は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の平均による。

※2 平均貸付割合+1%

平均貸付割合（財務大臣が告示）は、日本銀行が公表する前々年9月～前年8月における「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の平均による。

- 延滞金の計算の基準となる税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てて計算し、また、その税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金は生じません。
- 算出された延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、また、算出された延滞金の全額が1,000円未満のときは、延滞金は生じません。

延滞金と加算金

■加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、退職分離課税に係る所得割の納入金、法人事業税及び特別法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物税、入湯税、事業所税等について、次の加算金が課される場合があります。

	内 容	割合 (増差税額に対する)	不適用・割合の軽減 等
過少申告加算金	期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合、又は増額の更正を受けた場合	10%	○正当な理由がある場合…不適用 ○更正を予知しないで修正申告をした場合…不適用
		〔期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分〕 15%	
不申告加算金	期限内に申告をしなかった場合や、申告しなかったため決定を受けた場合、期限後申告・決定について修正申告・更正があった場合	15%	○正当な理由がある場合…不適用 ○更正・決定を予知しないで修正申告・期限後申告をした場合…5%
		〔50万円を超える部分〕 20%	
重加算金	二重帳簿等によって故意に税を免れようとした場合	〔期限内に申告している場合〕 35%	※過去5年以内に不申告加算金または重加算金を課された人が、再び同加算金を課される場合は、納める税額の10%が加算されます。（平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用）
		〔申告しなかった場合又は期限後に申告した場合〕 40%	

加算金の内容や計算方法等詳細については、管轄の県税事務所または市町村にお問い合わせください。